



景観づくりの様々な取組

周辺環境に調和した景観形成

●上越市環境色彩ガイドライン

・周囲との調和のとれた美しい景観を守り育てていくために、規模にかかわらず建築物、工作物などの外部の色彩にかかわる行為を行う際の基調色として、推奨する色彩の範囲を定めています。

●景観アドバイザー制度

・周辺環境に調和させるにはどのようなことに配慮したらよいかという視点から、色彩、照明、デザインなどについて、専門家によるアドバイスを実施しています。

《景観アドバイザー制度の活用事例(上越市立東本町保育園)》  
施設の老朽化による再塗装のため、全面的に色彩変更した事例です。(増築部分除く)

住宅地という立地条件に配慮するという観点から、色彩変更に対してアドバイスをを行いました。  
上越市では、毎年市内の小・中学校の耐震や大規模改造工事に合わせてアドバイスを実施しています。



改修前



改修後

市民意識の醸成

●景観情報誌の発行

・上越市の景観資産の共有や、景観づくりに対する市民への意識啓発などを目的として、毎年景観情報誌の「景観」を発行しています。



景観情報誌「景観」(平成26年度発行)

●景観セミナーの開催

・市では、年1回程度「景観セミナー」を開催し、市民、行政の景観に関する意識向上を図るための場を設けるなど、積極的な取組を行っています。



住民参加の景観セミナー  
(安塚・浦川原・大島地域)

**市街地の取組 1 土地利用の規制・誘導** ★

(用途地域の見直し、地区計画等の見直し)

**市街地の取組 2 持続可能な都市構造の形成** ★

(立地適正化計画の策定)

**市街地の取組 3 都市施設の決定・変更** ★

(都市計画道路の見直し)

**田園地域の取組 1 無秩序な開発の抑制** ★

(都市計画区域の検討)

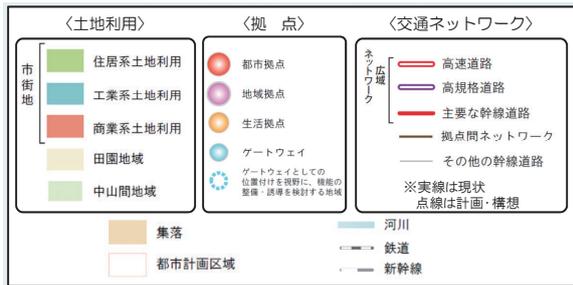
**田園地域の取組 2 農地の保全**

**田園地域の取組 3 暮らし続けられる集落づくり** ★

(市街化調整区域の土地利用の適正化)  
(集落の集束に対する検討)

**田園地域の取組 4 生活の利便性向上**

(小さな拠点の検討)



**中山間地域の取組 1 農地・森林の保全**

**中山間地域の取組 2 暮らし続けられる集落づくり** ★

(市街化調整区域の土地利用の適正化)  
(集落の集束に対する検討)

**中山間地域の取組 3 生活の利便性向上**

(小さな拠点の検討)

**全域の取組 土地利用と公共交通との連携**(地域公共交通網形成計画(上越市総合公共交通計画)の策定)

**全域の取組 地域特性をいかした景観づくり**(上越市景観計画) ★

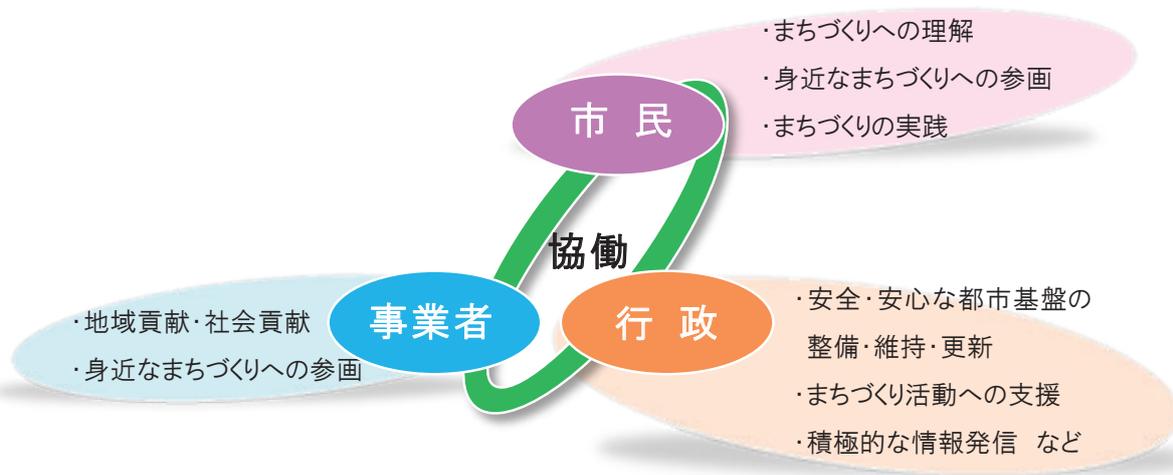
★: 都市計画が主体となって進める取組

## 2 計画の実現に向けた仕組み

### (1) 市民・事業者・行政の『協働』によるまちづくり

#### ～まちづくりの主体の「協働」～

- 将来都市像を実現するため、市民(NPO\*などの市民団体を含む)や事業者、行政が、目指す将来都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じて協働しながら、まちづくりを進めます。
- 都市計画マスタープランを実現するためには、様々な分野の多岐にわたる施策と連携する必要があるため、庁内の横断的な連携を取りながらまちづくりを推進します。



各主体の役割と協働のイメージ

### 1) 市民参加の機会充実

- ・市民ニーズを踏まえたまちづくりを進めるため、個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更などにあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ\*、パブリックコメント\*などの実施により、市民参加の機会の充実を図ります。
- ・今後も市民、事業者、NPO\*などの団体と連携・協力し、道路や公園の維持管理をはじめとした様々なまちづくり活動についてソフト\*・ハード\*面から支援し、活発な住民主体のまちづくりを育みます。

### 2) 情報発信と意識啓発

- ・市民、事業者のまちづくりに対する関心を高めるため、広報紙、ホームページ、パンフレットなどを通じてまちづくりに関する情報発信と意識啓発に取り組みます。

### 3) 市民・事業者・NPO などへのまちづくり活動の支援

- ・市民・事業者・行政を相互につなぎ、地域の主体的なまちづくりにおいて重要な役割を担う NPO 法人、地域コミュニティ団体、町内会、消防団などの各種団体のまちづくり活動を積極的に支援します。
- ・このため、まちづくりに関する相談体制の維持・充実を図るとともに、まちづくり活動を支援するアドバイスや専門家の派遣などの取組を検討します。

### 4) 都市計画提案制度の活用

- ・地域住民の主体的なまちづくりを取り入れるため、都市計画の決定又は変更を地域自らが提案できる都市計画提案制度に関する情報提供や提案内容への助言などを行い、積極的に活用します。

#### 都市計画提案制度

都市計画法第 21 条の 2 に基づき住民などによるまちづくりの取組を都市計画に反映させるための制度です。土地の所有者やまちづくり NPO 法人などが、都市計画の決定又は変更について提案を行うことができます。

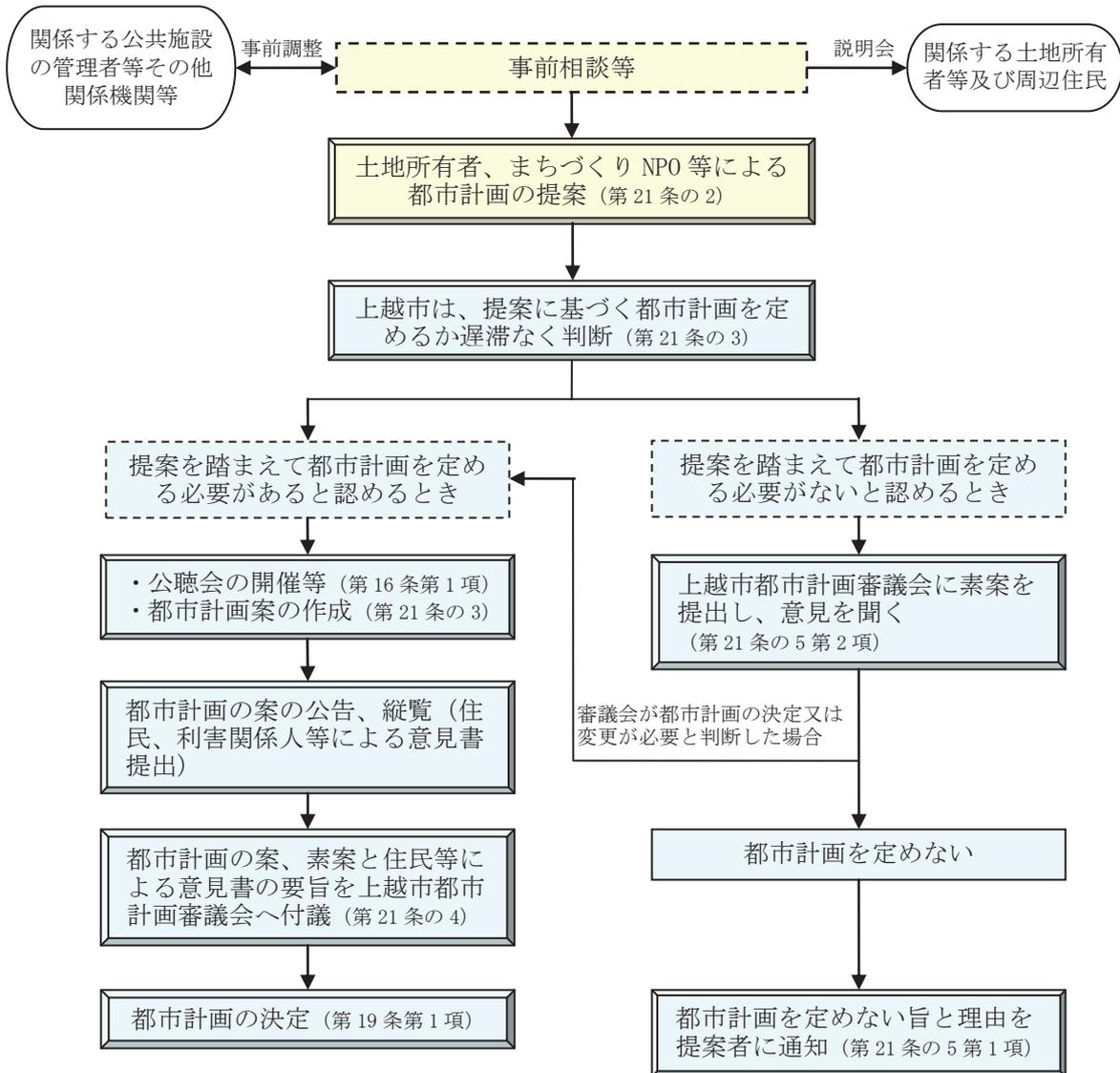
上越市都市計画提案制度実施要綱に基づき、上越市が決定する都市計画の内容(用途地域\*等)であれば、全ての計画内容について市に提案することができます。

#### (提案の要件)

- 一定の面積以上の一体的な区域（原則として 0.5ha 以上）であること
- 都市計画に関する法令上の基準に適合（第 13 条等）や都市計画マスタープランなどの上位計画に適合すること
- 提案する区域における土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていること（法 21 条の 2 第 1 項及び第 3 項）

#### (提案者の要件)

- 提案する区域の土地所有者等（1 人又は複数共同）
- まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利法人
- 民法第 34 条の法人その他の営利を目的としない法人など（法 21 条の 2 第 2 項）



都市計画の決定又は変更に関する提案の流れ

## 5) 関係機関(国・県・周辺市町村)との連携・調整

- ・広域的な都市計画に影響を与える市町村間の調整事項については、本都市計画マスタープランに沿った考え方にに基づき、連携・調整を図ります。
- ・広域ネットワークや観光周遊活性化などにおいて、連携・協力を働きかけ、国・県・周辺市町村との役割分担のもと進めていきます。

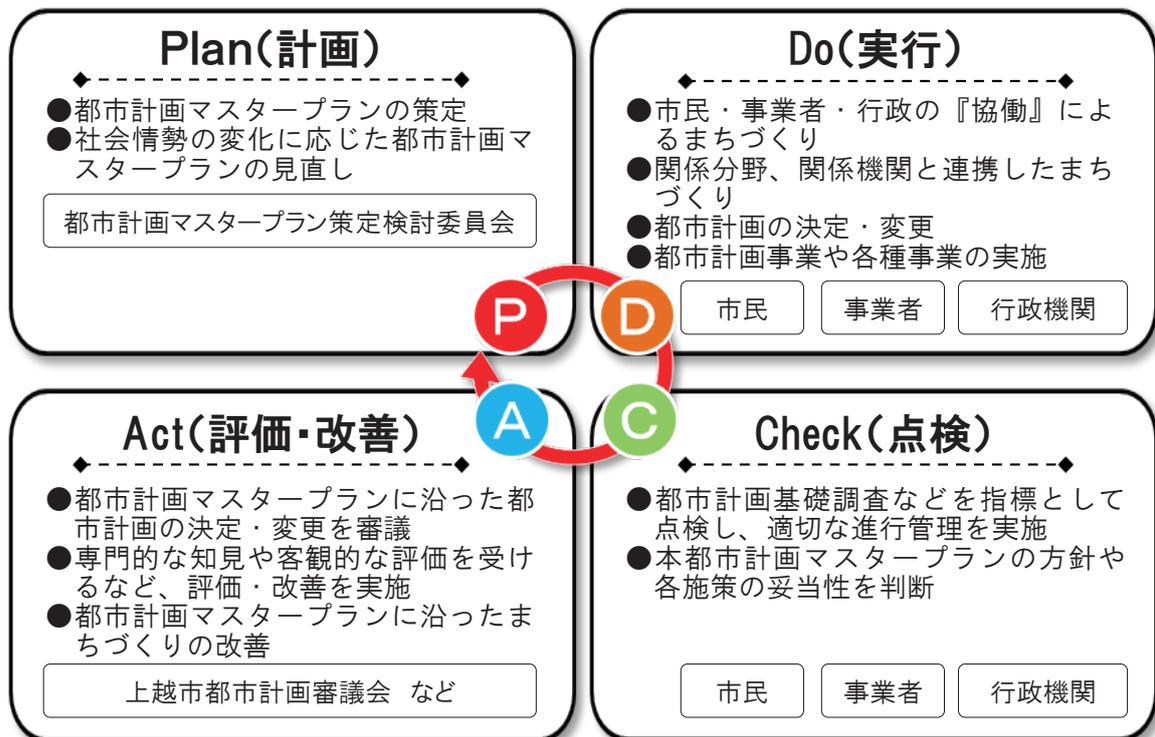
## 6) 分野横断的な連携体制のもとでのまちづくり推進(庁内)

- ・本計画が都市計画の総合的な指針として機能するためには、都市計画はもとより産業、環境、福祉、教育・文化、観光、防災などの各分野と連携し、総合的かつ計画的に事業・施策を展開していく必要があります。
- ・庁内の分野横断的な連携体制の確立を図り、本都市計画マスタープランとの整合を図りながらまちづくりを推進します。

## (2) 計画の進行管理と見直し

### ～より良いまちづくりの「展開」～

- 都市計画基礎調査\*や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえた点検により、まちづくりの過程を適切に進行管理し、社会経済情勢の変化などを踏まえて本都市計画マスタープランに基づくまちづくりの取組を客観的に評価します。
- 都市計画基礎調査\*の結果や総合計画と整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行い、より良いまちづくりへと展開します。



### 1) 都市計画の決定・変更 Do(実行)

- ・市街化区域\*と市街化調整区域\*の区域区分、各種用途地域\*の指定など、土地利用や建築物などの適切な規制・誘導などにかかわる事項の決定・変更にあたっては、本都市計画マスタープランの方針に沿って進めます。(法第18条の2)
- ・道路・交通、公園などの都市施設\*に関する都市計画の決定又は変更、都市施設\*の整備など、具体的な都市整備事業の実施についても、本都市計画マスタープランの方針に沿って進めます。
- ・部門別計画の見直しや、まちづくりの各種事業の実施にあたっては、本都市計画マスタープランとの整合を図り、総合的・一体的にまちづくりを進めます。

### 2) 関係者との調整・連携 Do(実行)

- ・土地利用、道路、公園、公共交通、防災、環境、観光など、分野横断的なまちづくりに

においては、本都市計画マスタープランの方針との整合を図り、各分野の関係者と調整・連携しながら進めます。

### 3) まちづくりの過程の進行管理 Check(点検)

- ・都市計画基礎調査\*や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえ、都市計画基礎調査\*を定期的実施します。
- ・都市計画基礎調査\*の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、定期的に本都市計画マスタープランの方針や各施策の妥当性を判断し、まちづくりの過程を適切に進行管理します。
- ・指標となる都市計画基礎調査項目についても、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表 点検指標(都市計画基礎調査)

人口・世帯数	人口規模、住宅の所有関係別世帯数、住宅の建て方別世帯数など
土地利用	市街地区区分図、地区区分図、地区概要調書、市街化区域等の変遷状況、人口集中地区(DID)の変遷状況、法適用状況、土地利用現況、非可住地現況、農地転用状況(調書)、農林漁業関係施策適用状況など
住宅	最近5年間宅地開発状況、大規模宅地開発状況、世帯・人口あたりの延床面積など
人の動き	通勤・通学移動、買物利用動向調書など
産業	産業分類別就業者数、事業所数・従業者数・売上金額等、農業産出額等調書など
建物・都市施設等	建物用途現況図、大規模小売店舗等の立地状況、公共公益施設分布状況、都市施設の位置、内容等、防災拠点・避難所の位置など
災害	災害リスク情報など

### 4) 都市計画マスタープランの見直し Act(評価・改善)

- ・都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化などに応じて見直しを行うことが必要です。
- ・点検・評価結果を踏まえ、総合計画と整合を図りながら、具体のまちづくり施策・事業などが本都市計画マスタープランで示す方針に沿って進んでいるかどうかを判断しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・見直しにあたっては、点検結果を広く市民に情報公開するとともに、計画目標年次の間段階において、専門的な知見や客観的な評価を受ける場を設けるなど本都市計画マスタープランの見直し体制を整え、計画の改善を進めます。